

福知山市要保護児童対策地域協議会

児童虐待対応マニュアル

平成28年4月

福知山市福祉保健部子育て支援課
家庭支援係
TEL 0773-24-7066

はじめに

近年、都市化、少子高齢化、核家族化、家庭・地域における教育力の低下など子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもや子育てに関する様々な問題が生じています。

なかでも子どもへの虐待の増加は近年著しく、尊い命が奪われる痛ましい事件が後を絶たず大きな社会問題となっています。

児童虐待の防止について、平成16年10月に「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、児童虐待に係る通告義務が拡大されるとともに国及び地方公共団体の責務が強化されました。

福知山市においても、児童の虐待防止を目指し、一人ひとりの子どもがかけがえない存在として、安全に安心して心豊かに育つため、地域、行政等の関係機関が連携し支援していく環境づくりとして、平成16年12月に『福知山市児童虐待防止市民会議』を設置し、課題に対する認識や支援目標を共有化し、各機関がその機能を活かし適切な対応、支援を図ることが出来るよう取り組んでまいりました。

さらに、平成19年の児童福祉法の改正に伴い、虐待を受けている子どもに限らず、支援を必要とする全ての子どもを視野に入れた「要保護児童」を対象に情報交換・支援を行うため、平成20年5月に市民会議を『福知山市要保護児童対策地域協議会』に移行し、よりきめ細やかな支援が出来るよう取り組んでいるところです。

子どもへの虐待は、家族や近所、地域等の身近な人たちの見守り、声かけによって未然に防ぐとともに、早期に発見することが出来ます。

この「マニュアル」冊子は、虐待を受けている児童の早期発見・保護並びに家族等への支援に必要な対応として、関係機関の初期対応から個々のケース検討など、基本的・実務的事項を中心にまとめたものです。参考として御活用いただけたらと思います。

福知山市要保護児童対策地域協議会
事務局
福祉保健部子育て支援課 家庭支援係

福知山市児童虐待対応マニュアル もくじ

1. 児童虐待の基本理解		
(1) 児童虐待の定義	1
(2) 虐待の分類内容	1
2. 虐待が起きる背景（要因）		
(1) 保護者の要因	2
(2) 子どもの要因	2
(3) 家庭環境の要因	2
3. 虐待が与える影響		
(1) 身体の成長に影響	3
(2) 心の発達に影響	3
(3) 世代間の連鎖	3
4. 虐待の種別		
(1) 身体的虐待	3
(2) 性的虐待	4
(3) ネグレクト（育児放棄）	4
(4) 心理的虐待	4
5. 防止のための対策		
(1) 虐待の判断	5
(2) 早期発見のポイント	6
(3) 発見から援助	6
(4) 関係機関の【役割】と【協力】	7
① 市の役割	7～8
② 関係機関の役割	8～9
③ 通告・相談機関	9～11
・虐待のレベルとその対応	11
6. 守秘義務	12
参考資料		
・早期発見のためのチェックリスト	13～14
・福知山市要保護児童対策地域協議会組織と運営	15
・福知山市の児童虐待に関する相談の流れ	16
・相談関係機関一覧	17～20

1. 児童虐待の基本理解

(1) 児童虐待の定義（児童虐待の防止等に関する法律第2条）

保護者など身近にいる者が子どもに対して行う、しつけの程度を超えた心身を傷つけ、人権を侵害する行為です。

行っている者の意図とかかわりはなく、それが子どもにとって有害か、子どもが苦痛を感じているかという視点から判断する必要があります。

「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」と言う）では、第2条において「児童虐待」とは保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）による子どもに対する身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待と定義しました。更に改正児童虐待防止法（平成19年6月改正）では、保護者以外の同居人による子ども虐待と同様の行為に対し保護者が適切に応じないことをネグレクト（育児放棄）と定義を拡大し、子どもの目の前でドメスティックバイオレンス（DV）が行われることを心理的虐待としました。

具体的な虐待の内容は次のとおりです。

(2) 虐待の分類内容

<p style="text-align: center;">身体的虐待</p> <p>身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為。</p> <p>例えば、殴る、蹴る、骨折、熱湯をかける、溺れさせる、首を絞める、異物を飲ませる、投げ落とす、タバコによる火傷、冬に戸外に締め出す、縄等で縛り拘束する等。</p>	<p style="text-align: center;">性的虐待</p> <p>子どもを性的興味の対象とした、わいせつ行為。</p> <p>例えば、子どもとの性交、性器や性的行為を見せる、ポルノの被写体にする等。</p>
<p style="text-align: center;">ネグレクト（育児放棄）</p> <p>不適切な養育、監護の怠慢、安全に対する不注意や無関心等の行為。</p> <p>例えば、適切な食事を与えない、長期間風呂に入れない着替えがない、極端に不潔な環境の中での生活、家や車に閉じ込めたり放置する、乳幼児健診や予防接種を受けていない、病気になっても病院に連れて行かない等。</p>	<p style="text-align: center;">心理的虐待</p> <p>言葉による脅かしや拒否的態度等で子どもの心を傷つける行為。</p> <p>例えば、言葉による叱責、脅迫、子どもを無視した態度、子どもに傷をつける言葉「死んでしまえ」「生まなければよかった」等、兄弟姉妹との著しい差別的な扱い、子どもの前で行われる配偶者への暴力行為（DV）等。</p>

2. 虐待が起きる背景（要因）

虐待は一つの原因で発生するわけではなく、いくつかの要因が関連しストレスになった時、ある出来事を引き金にして起こる場合が多くあります。虐待発生の要因を踏まえておくことは、子どもに及ぶ危険性を予測するうえで非常に重要です。

（1） 保護者の要因

- ・ 子どもへの愛着形成が不十分
- ・ 元来性格が攻撃的・衝動的
- ・ 精神障害、慢性疾患、アルコール依存症、薬物依存
- ・ 保護者自身が被虐待の体験者
- ・ 育児に対する不安やストレス
- ・ 望まない妊娠
- ・ 10代の妊娠（保護者が未熟等）
- ・ 産後のうつ病など精神的に不安定な状況

（2） 子どもの要因

- ・ 手がかかる子ども（ひどく泣く、こだわりが強い）
- ・ 低出生体重児・多胎児
- ・ 発達の遅れ、障害、問題行動をする
- ・ その他の何らかの育てにくさを持っている子

（3） 家庭環境の要因

- ・ 未婚を含むひとり親家庭
- ・ 内縁者や同居人のいる家庭
- ・ 子連れの再婚家庭
- ・ 夫婦関係をはじめ人間関係に問題を抱える家庭
- ・ 転居を繰り返す家庭（地域で孤立）
- ・ 援助者（親、兄弟）や相談相手がいない
- ・ 配偶者の失業や転職の繰り返して経済的に不安な家庭
- ・ 夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状態の家庭
- ・ 定期的な健康診断の未受診
- ・ 親子の長期分離歴がある
- ・ すでに、きょうだいが施設入所している家庭

3. 虐待が与える影響

虐待を受けた子どもは長期的に適切な養育環境を提供されなかったため、発育・発達の不全、ゆがみ、非行など性格行動上の問題行動、愛着障害、心的外傷後ストレス障害など、子どもの心身にさまざまな影響を残し死に至らなくとも、重篤な症状、障害をもたらします。

(1) 身体の成長に影響

身体的虐待の後遺症で知的障害が生じたり、食事を十分に与えられない場合などでは発達障害が生じたりします。

(2) 心の発達に影響

保護者の愛情を受けずに育つと、他人を信頼することができず対人関係がうまくいかないこともあります。また、感情をコントロールできず暴力的な行動に出たりします。保護者から人格を否定する言動を受けると、自尊心が育たず自己否定的な言動や自暴自棄な行動に結びついたりします。

(3) 世代間の連鎖

虐待をする保護者の中には、自分が子どもの時虐待を受けていたという人が少なくありません。子どもの頃の虐待の体験は、大人になって自分が子育てをする時、自分の子どもを虐待するという連鎖を呼ぶことがあります。

4. 虐待の種別

(1) 身体的虐待

虐待者の欲求の赴くままに「お前が悪い。何回言ったら分かるんだ。」と暴行を繰り返し受けるため、子どもは「自分は悪い子」と捉え、自尊感情は低くなり、虐待者の暴行を回避するため、大人の顔色を見る、大人の意思や要求を察知して行動するという「大人びた。子どもらしくない。」態度が見られるようになります。また、乳幼児期には、頭蓋内出血や骨折、窒息、火傷、栄養障害などで、死に至る場合や重大な障害を引き起こすことがあります。

(2) 性的虐待

性的虐待を受けた子どもは喉や下腹部の身体症状を訴える傾向と、性交の真似をしたり、他者の性器を触るなどの行動が認められます。家庭内の密室と近親者による苦痛を与える行為は「自分が我慢すればよい」とのことから、無力感を生み、現実の社会から逃避しようとする解離症状(苦痛な体験に対する防衛反応。感情、思考、記憶などの統合性の欠如)や、家出、非行等の逃避逸脱行動に走る危険性などが考えられます。身体的影響としては、妊娠、性感染症、性器、肛門の外傷などが認められます。

(3) ネグレクト（育児放棄）

養育者による適切な発達刺激が乏しいため愛情遮断症候群と呼ばれる情緒障害や発育不全が認められる場合があります。虐待者は子どもとの関わりを積極的に持たないため、子どもは「親に捨てられた。親は自分のことを思ってくれない」などと感じ、不安定な心理状態に置かれることから、殻の中に閉じこもったりします。また、乳幼児の場合は、栄養障害による脱水症や衰弱死、環境要因による知的障害などの危険性が考えられます。

(4) 心理的虐待

保護者に拒否され「産むんじゃなかった。私の子どもでない」という否定的なメッセージを受けるため、自尊感情が乏しく、また、自分自身の存在価値を否定する傾向にあります。そのため固執や欲求を満たすための自分本位な言動を取ったり、他者に極端に依存的になったりすることがあります。欲求が満たされない時は、混乱状態に陥ることもあります。

5. 防止のための対策

総合的な虐待予防として一次、二次、三次という3段階で考えることができます。

一次予防は、虐待発生前の予防で、児童の健全育成を推進することや、何らかの不安を抱えている家庭に対して支援できる仕組みの構築、また気軽に相談できる体制を整えることが重要です。

二次予防は、早期発見、早期対応です。虐待によって死亡したり、身体的な障害を持つようになったり、また精神的な障害や社会的不適応の状態になることも考えられます。虐待の影響を最小限に留め、虐待からの心の傷の回復を図るためには、早期発見、早期対応が重要であることは言うまでもありません。

三次予防は再発の防止です。

※ 虐待防止は地域ぐるみが大切

- 家庭という密室で起きるため、外から見つけにくい。
- 家庭内という私的領域のため、外部からの介入が困難。
- 当事者が虐待をしているという意識を持たなかったり、問題として意識していない。
- 被害者の子どもが声を上げない。
- 放置すれば、ほとんどの場合、暴力は繰返されエスカレートする。

(1) 虐待の判断

虐待と「しつけ」は異なります。「しつけ」は、子どもへの愛情を基に、子どもの心身の健やかな成長発達や人格形成のためになされるものです。しかし、虐待は、子どもの心身の成長や発達及び人格形成に好ましくない影響を及ぼすものであり、愛情とかけ離れた子どもの人権を無視した不適切、不当な行為をいい、繰り返し継続して行われる行為をいいます。

子どもへの虐待と言っても、単なる「しつけ」なのか虐待なのか判断が難しい場合があります。しかし迷っているうちに深刻な事態にもなりかねません。保護者がいくら一生懸命であっても子ども側に立ったとき、有害であればそれは虐待なのです。その行為を親の側で判断するのではなく、あくまでも子どもにとって有害かどうかで判断することが大切です。

また、虐待はどんな家庭でも起こる可能性があります。保護者の社会的立場や職業などによる先入観で虐待を見逃さないでください。

(2) 早期発見のポイント

早期発見のための5つのポイント

- ① 虐待は「いつでも」「どこでも」「どんな人でも」
- ② 「何か変だな？」と思ったら虐待を疑いましょう。
- ③ 虐待ははっきりしないことが多い。
- ④ 「そんなはずはない」と思っても一度は疑ってみる。
- ⑤ 発見の瞬間から援助は始まる。

起きてしまった虐待は、出来るだけ早く発見し対応することが求められます。虐待を早期に発見するためには、危険を知らせるサインを見逃さず受け止めることが重要です。しかし虐待を受けている子どもから出されるSOSのサインは、時には弱く間接的であったりするので見落としがちです。それぞれの立場で次のチェックリストを参考に、注意すべき項目や複数の項目にチェックがある場合には、虐待の可能性があると疑ってみることが必要です。

(3) 発見から援助

発見を困難にする2大要因

当事者自身が虐待に気づいていない



- ・親だから虐待を「しつけ」と認識
- ・親だから多少のことは許されると考えている
- ・子ども自身が自分が悪い子だからと考えている

社会的にも心理的にも閉鎖されている



- ・家庭内で生じることがほとんど
- ・親族関係が希薄であるため気づかれない
- ・よその家庭の問題と済ませてしまう

児童虐待は、発見が遅れると深刻な事態になることがあります。『早期発見のためのチェックリスト』に掲げるいくつかの項目に該当する場合は、虐待の可能性を疑い、市や児童相談所に通告することで早期発見に繋がります。

児童虐待の防止に関する法律 第5条

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、その他児童の福祉に職務上の関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努められなければならない。

(4) 関係機関の【役割】と【協力】

児童虐待の問題を解決していくには、一人あるいは一機関だけでは限界があります。関係機関とどう連携をとり、協力していくかが重要となります。

そこで、それぞれの機関の役割を明確にし、効果的な援助を行うために、関係者と関係機関が協働認識を持ち、対応していくことが大切です。

当市では、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の防止だけでなく、要支援児童や特定妊婦などへの適切な支援を図るため、児童相談に関する体制の充実を図り、要保護児童等の早期発見・予防・家庭への支援に取り組んでいます。

① 市の役割 (子育て支援課 家庭支援係)

児童福祉法が改正され、平成17年から「市町村」が相談を受ける段階から保護や支援を必要とする児童の状況を的確に把握し、必要な調査や指導、適切な支援を行うこととされました。また、児童虐待防止法の改正により、児童虐待の通告先として「市町村」が新たに加わり、通告を受けた市町村は、情報収集・関係機関と協力し、児童の安全確保に努めることが規定されました。

- 要点
- 子どもが在宅で、虐待レベルが中度以下の場合。(P 11 参照)
 - 長期的な支援が必要である場合。
 - 関係機関による協力が必要な場合。

○ 通告から援助までの流れ

通告受理 ⇒ 受理会議 ⇒ 対象児童や家庭の情報収集



- 緊急の場合は児童相談所通告
- 在宅支援の場合→個別ケース検討会議で協議



実務者会議



地域を含めて支援

○ 情報収集

要保護が疑われる児童を発見した場合、その情報を収集するときは、無理の無い範囲ですることが必要です。行き過ぎた情報収集は、外部に情報が漏れたり、地域の無責任な噂を生むことになり子どもや親の心を傷つける場合もあります。

○ 見守りと監視の違い

関係機関に求められる支援は、保護者の子育てに対するストレスや負担を軽減させることにあります。訪問や声かけ(あいさつ)等により保護者を孤立させないこと、保護者の苦勞に共感し、その努力を認めることなどが挙げられます。これが見守りです。しかし、保護者との信頼関係が形成されていない場合(面識が無い場合)等は、時として『監視』になる場合があります。『監視』とは『警戒して見守る』です。見守ることには違いありませんが、保護者は警戒する人ではなく、保護者自身が援助を求めている場合が少なくありません。

子どもの成長のために援助や協力を惜しまない姿勢を示し、保護者を責めたり、価値観を押し付けず、一緒に考えて関わりを持つことが必要です。

② 関係機関の役割

ア 児童相談所との連携

● 児童相談所への『送致』(事例の所管を移管すること。)

一時保護や立入調査、施設入所等の行政措置を踏まえた対応、子どもに対する判定、専門的ケア、保護者指導など高い専門性を要する困難な事例への対応。

● 児童相談所への『支援依頼』

見守り等地域が主体となった支援が適切な事例の場合で、ケース及び個別ケースへの助言指導、保護者指導、同行調査、家庭訪問、情報提供等。

● 研修会の実施等。

イ 教育委員会…学校からの通告受理。学校と連携しての情報収集と関係機関からの依頼に基づく指導、支援、見守り。

ウ 保健所、保健福祉センター…乳幼児健診等を通じた発見。保護者との接点に育児相談による指導。関係機関等の依頼に基づく支援、見守り。

エ 学校、幼稚園、保育園…日常の業務を通じた発見。関係機関等の依頼に基づく指導、支援、見守り。

オ 民生児童委員、主任児童委員…生活を通じた発見。住民からの相談による通告。関係機関等の協力依頼に基づく地域での支援。制度の紹介。

カ 医療機関…虐待の疑いが認められる子どもを発見した場合、児童相談所または市に通告。

キ 福知山警察署…通報に基づき、児童相談所に通告。(身柄つき通告も含む)児童相談所、市と連携した協力。

③ 通告・相談機関

虐待を受けていると思われる児童を発見したら、速やかに福知山市福祉保健部子育て支援課（福祉事務所 24-7066）に相談・通告してください。相談・通告は、直接来ていただくか文書や電話でもかまいません。虐待は、早期発見が重要なポイントになります。

児童虐待を発見した人は、通告する義務があります。(児童福祉法第25条、児童虐待防止法第6条第1項)

また、地方公務員法等で定められた守秘義務より通告義務が優先します。(児童虐待防止法第6条第3項)ただし、プライバシーの問題もありますので、通告内容などを第三者に話すことのないよう、慎重な対応が求められます。

さらに、通告した人を特定する情報を漏らしてはならないと定められています。(児童虐待防止法第7条)

児童福祉法 第25条

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所、若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りではない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律 第6条

- 1 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

児童虐待の防止等に関する法律 第7条

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

○虐待かどうかの判断

「本当に虐待かどうか分からない」「告げ口をしているようで気が引ける」などの理由で虐待に関する連絡や通告をためらうことがよくあります。しかし、最も大きなポイントは、虐待かどうかの判断は、市町村や児童相談所の専門機関が行うことです。連絡や通告はあくまでも虐待を未然に防ぐための行為であり、虐待の悲劇から子どもや親を守るためのものであるということです。

○プライバシーへの配慮

法律では、職務上子どもに関わる立場の人が、虐待を受けている子どもを発見したり、気づいた場合は、市や児童相談所に通告しても守秘義務違反にあたらないと規定されています。しかしプライバシーの問題もあり、第三者に話すことがないように守秘義務が課せられ慎重な対応が求められます。

○連絡・通告のポイント【事実】と【憶測】

虐待に気づいたり、第三者から寄せられた情報を通告する時は、伝える情報を整理することが重要なポイントになります。まず、その情報が見たり、発見した【事実】なのか、あるいは第三者から聞いた話、もしくは想像といった【憶測】なのかをはっきりさせることです。

たとえば、虐待に気づいた日時やその時に見た状況、子どもの名前や家族構成といった確認ができた情報は【事実】です。それに対して「こうではないのか」「こうだと思う」という感想や「周りの人がこう言っている」といった情報は【憶測】になりますが、いずれにしても迷わず通告してください。

○緊急時の判断、対応

暴力などの虐待を発見した時、虐待が疑われる時で、今すぐに子どもの生命に危険が認められる場合は、まず、福知山警察署（22-0110）に通報してください。（例、暴力を見た。家の中から子どもの異様な泣き声や悲鳴が聞こえる。寒い夜にベランダや外に放り出されている等。）

遺棄、置き去り児を発見した時。（例、道路や危険な場所に幼児が一人でいる等。）

◎ 虐待を発見したり、虐待かな？と感じたら

• 福知山市子育て支援課 家庭支援係	0773-24-7066
• 京都府福知山児童相談所	0773-22-3623
• 児童相談所全国共通ダイヤル	189

に連絡してください。

- * 変だなと感じた場合も、近くの民生・児童委員、主任児童委員、または、福知山市福祉保健部子育て支援課 家庭支援係へ連絡、相談しましょう。

◎ 緊急で、一刻を争う場合は？

• 福知山警察署（生活安全課）	0773-22-0110
-----------------	--------------

に通報してください。

- * 子どもが身体的暴行や養育放棄等の虐待を受け、生命が危ぶまれるような状態。例えば、家の中から子どもの悲鳴や異様な泣き声が聞こえたときや、寒い夜にバルコニーや外に放置されていたとき。
- * 児童の遺棄・置き去りを発見したとき。例えば、家の中で子どもだけが残されていたときや、道路などで幼児が一人で見守られているとき等。

◎ 虐待のレベルとその対応

重 度	<ul style="list-style-type: none"> • 生命に危険があるような加害行為。 • 虐待を否定し、援助を拒否する。 • 性的虐待を受けている。 • 受診を拒否する。 	<p>死亡 生命の危険</p> <p>緊急通告</p> <p>緊急介入</p>
中 度	<ul style="list-style-type: none"> • 直ちに生命の危険はないが、身体的虐待のあとを度々みる。 • 食事を与えられていない。 • 子ども達だけで夜を過ごしている。 	<p>相談・通告</p> <p>調査・判断</p>
軽 度	<ul style="list-style-type: none"> • 時折、身体的虐待を受けているが、社会集団には参加している。 • 虐待の自覚があり援助を受けているが、虐待行為が継続している。 	<p>相談・通告</p> <p>継続援助</p>
危 惧	<ul style="list-style-type: none"> -これより上は通告レベル- • 虐待行為をしてしまいそうになる。 • 育児不安・ストレスがある。 • 相談・援助を求めている。 	<p>-通告レベル-</p> <p>相談</p> <p>子育て支援課 家庭支援係 (虐待の未然防止・早期対応)</p>

6. 守秘義務

担当者は守秘義務が課せられています。守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。

児童福祉法25条の5では守秘義務をうたっています。これは公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況の中で、守秘義務を理由に通告が躊躇されては子どもを守ることは出来ません。守秘義務と通告義務の関係については、児童虐待防止法第6条第3項『刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない』とし、守秘義務より通告義務が優先されることを規定しています。

早期発見のためのチェックリスト

早期通告には早期発見のための判断材料を必要とします。次に示したチェックリストは、子どもの様子、親の様子、家庭の様子について、それぞれ「緊急的な支援を要するもの」「虐待を疑わせるもの」「虐待の視点を持つ必要のあるもの」としてチェック項目を示しています。「緊急的な支援を要するもの」については、特に注意を要する項目として児童相談所への通告を考慮してください。

ここに示してある項目は、虐待以外の理由によって起こりうるものも含まれていますが、虐待の原因、兆候であったり、虐待の影響として起こる可能性の高い事項なので、注意深く見守ってください。

なお、本チェックリストは地域、学校、保健、医療などに共通する項目を示しています。

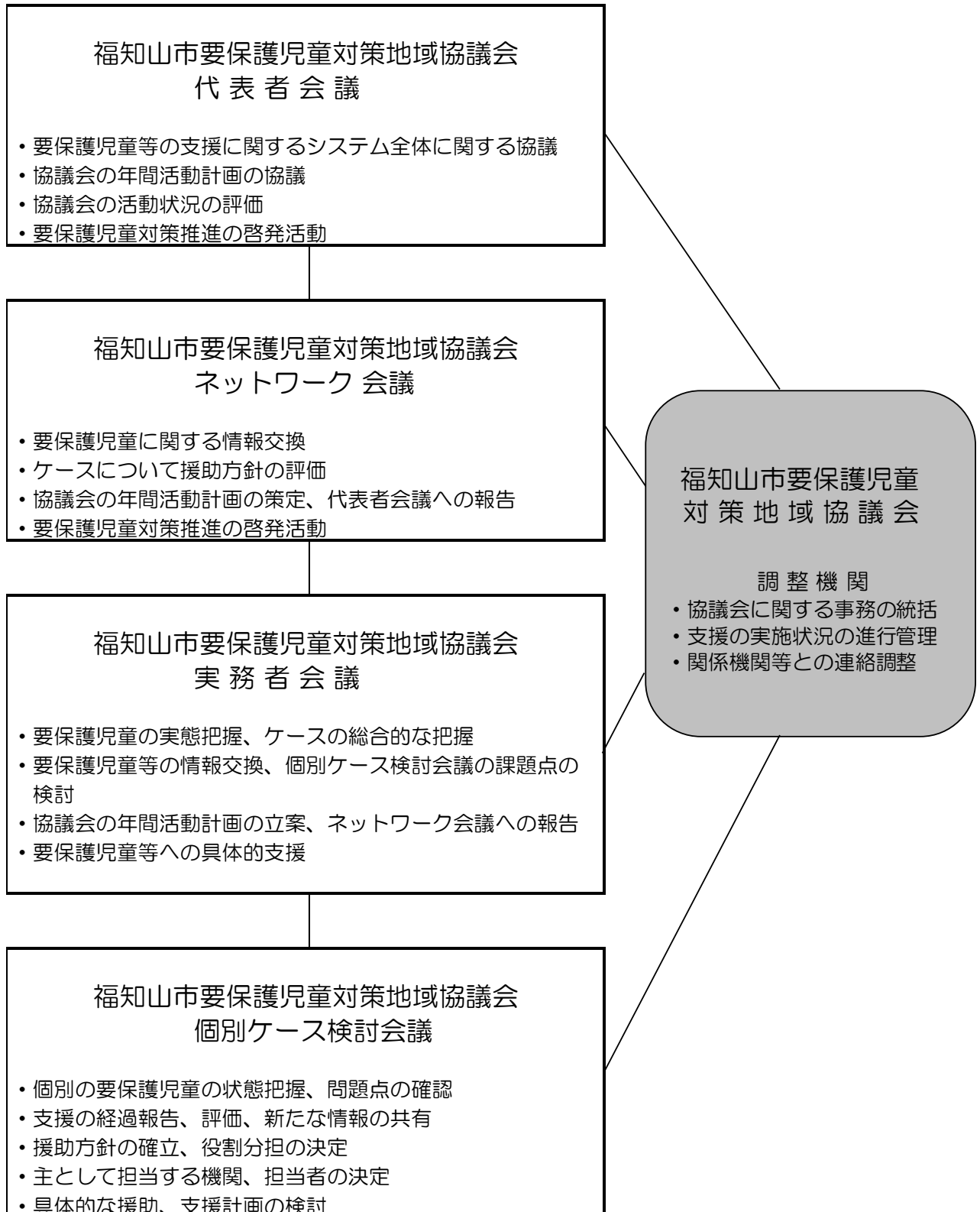
項目	状況	内容（具体例）
緊急的な支援を要するもの	<input type="checkbox"/> 保護を求めている	差し迫った事情が認められ、子ども自身が保護、救済を求めている
	<input type="checkbox"/> 不自然なケガ	複数新旧の傷やアザ、骨折、打撲傷、入院歴、ゆさぶられっ子症候群口 (※1 シュイクンベイビーシンドローム)
	<input type="checkbox"/> 低栄養を疑わせる症状	低体重・低身長(※2 -2SD以下)、栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否
	<input type="checkbox"/> 性的被害	性交、性行為の強要、妊娠、性感染症罹患
	<input type="checkbox"/> 自殺未遂	自殺を企てる、ほのめかす
	<input type="checkbox"/> 不自然な長期の欠席	長期間まったく確認できない状況にある
子どもの様子	<input type="checkbox"/> ケガを隠す行動	話をしない、一貫しない説明、脱衣の拒否、夏に長袖
	<input type="checkbox"/> 異常な食欲	給食などをむさぼるように食べ、際限なくおかわりする、異食
	<input type="checkbox"/> 強い不安	衣類を着替える際など異常な不安を見せる
	<input type="checkbox"/> 突然の行動の変化	ボーッとしている、話をしなくなる、うつうつとする
	<input type="checkbox"/> 治癒しないケガ	治療をしていないため治癒しない、治癒が不自然に遅い
	<input type="checkbox"/> 繰り返される症状	膀胱炎症状の反復、尿路感染や膣炎(性的虐待を疑う)
	<input type="checkbox"/> 繰り返される事故	不自然な事故が繰り返し起きている
	<input type="checkbox"/> 性的興味が高い	年齢不相当な性知識、自慰行為、他児の性器を触る、自分の性器を見せる
	<input type="checkbox"/> 過去の介入歴	複数の通告、相談歴、一時保護歴、施設入所歴、入院歴
	<input type="checkbox"/> 保護者への拒否感	おそれ、おびえ、不安を示す、大人に対する執拗な警戒心
	<input type="checkbox"/> 抑制的な行動が強い	無表情、凍り付くような凝視
	<input type="checkbox"/> 恒常的な不衛生	不潔な衣服、異臭、シラミなどによる湿疹
<input type="checkbox"/> 攻撃性が強い	いじめ、動物虐待、他児への暴力	
虐待の視点を持つ必要のあるもの	<input type="checkbox"/> 孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立する
	<input type="checkbox"/> 体調の不調を訴える	※3 不定愁訴、反復する腰痛、便秘などの異常
	<input type="checkbox"/> 睡眠の障害	夜驚、悪夢、不眠、夜尿(学童期以降に発現する夜尿は要注意)
	<input type="checkbox"/> 不安	暗がりやトイレを怖がるようになる
	<input type="checkbox"/> 過度の甘え行動が強い	年齢不相当な幼稚さ、担任などを独占したがるなど、過度のスキンシップ
	<input type="checkbox"/> 丁寧すぎる態度	年齢不相当の言葉遣い、態度
	<input type="checkbox"/> 性的関心が高い	豊富な性知識、性体験の告白、セクシーな雰囲気
	<input type="checkbox"/> 性的逸脱	不特定多数を相手にした性交渉、性的暴力、性的いじめ
	<input type="checkbox"/> 精神的に不安定である	精神的、情緒的に不安定な言動がある
	<input type="checkbox"/> 反社会的な行動(非行)	深夜徘徊、喫煙、窃盗、シンナー吸引、不純異性交遊
	<input type="checkbox"/> 嘘が多い	繰り返し嘘をつく、空想的言動が増える
<input type="checkbox"/> 保護者の態度を窺う様子	親の顔色を窺う、意図を察知して行動、親と離れると笑顔を見せる	

※1 「シュイクンベイビーシンドローム」 脳の成長が未成熟なおおむね2才以下の子どもを激しく揺さぶり、衝撃を与え、頭蓋内出血や脳の断裂を起こすこと。

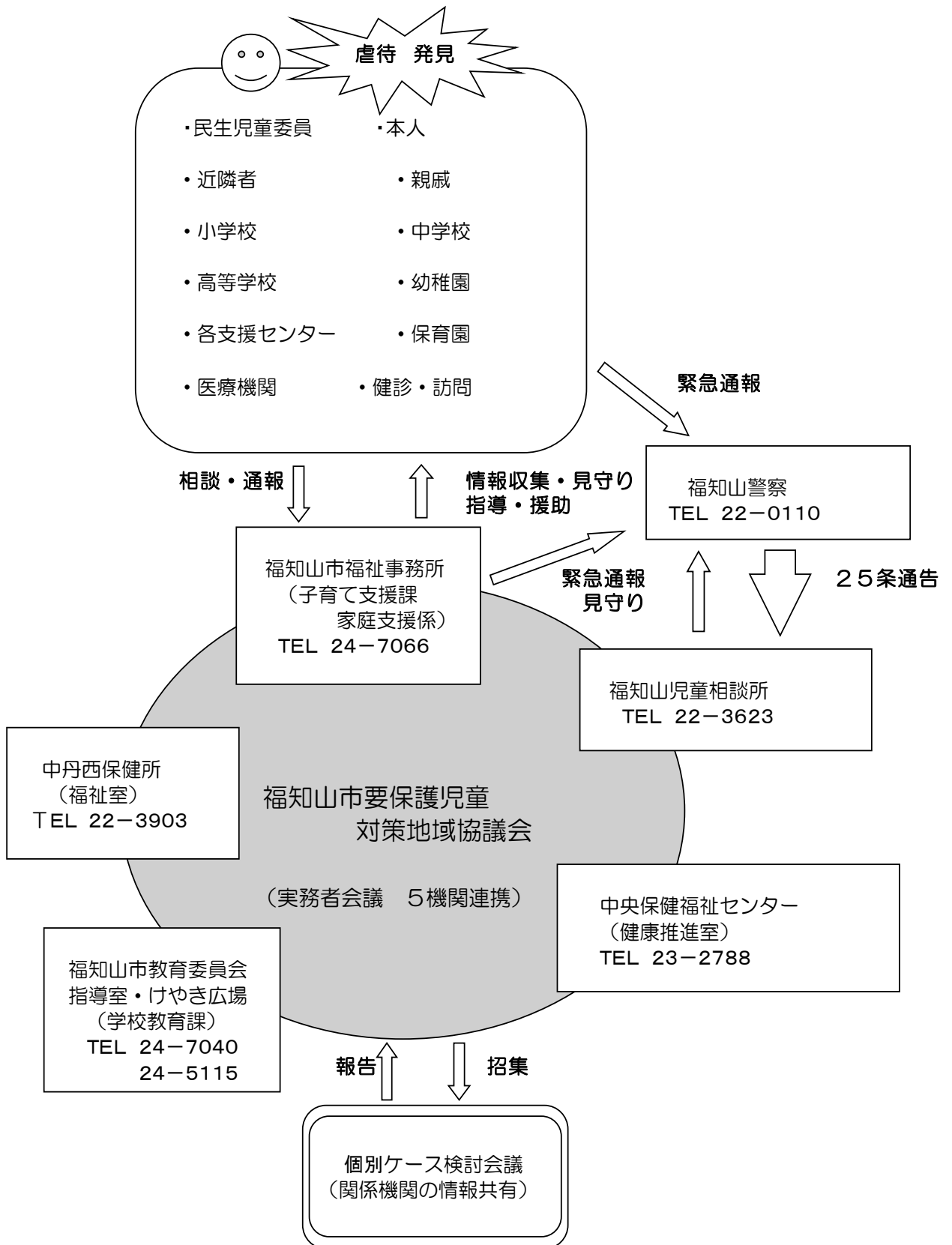
※2 「-2SD以下」 標準成長曲線に示される値(SD=標準偏差) -2SDは出現率2.3%の低い値。

	項目	状況	内容（具体例）
親（保護者）の様子	緊急的な支援を要するもの	<input type="checkbox"/> 子どもの保護を求めている	差し迫った事情が認められ、子どもの緊急の保護を求めている
		<input type="checkbox"/> 生命に危険な行為	頭部打撃、顔面打撃、首絞め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さづり、戸外放置、溺れさせる
		<input type="checkbox"/> 性的虐待	性器挿入に至らない性的虐待も含む
		<input type="checkbox"/> 養育拒否の言動	「殺してしまいそう」「叩くの止められない」など差し迫った訴え
		<input type="checkbox"/> 医療ネグレイト	診察、治療が必要だが受診しない、個人的な考えや信条などによる治療拒否
		<input type="checkbox"/> 放置	乳幼児を家に置き外出、車内に置き去りにする
		<input type="checkbox"/> 養育能力の著しい不足	著しく不適切な生活状況となっている
		<input type="checkbox"/> 子どもを監禁	継続的な拘束、監禁、登校禁止
		<input type="checkbox"/> 虐待の認識、自覚なし	しつけとして行っていると主張し、罪悪感がない
	<input type="checkbox"/> 子どものケガの不自然な説明	一貫しない説明、症状との明らかな食い違い、詐病 (※4 代理によるミュンヒハウゼン症候群)	
	虐待を疑わせるもの	<input type="checkbox"/> 偏った養育方針(しつけ)	体罰の正当化、非常識な養育観
		<input type="checkbox"/> 子どもへの過度の要求	理想の押しつけ、年齢不相応な要求
		<input type="checkbox"/> 育児への拒否的な言動	「かわいくない」「憎い」差別的言動
		<input type="checkbox"/> DVがある	激しい夫婦間暴力の繰り返し認められる
		<input type="checkbox"/> 子どもへの愚弄(ぐろう)	繰り返し自分の子どもを愚弄する
		<input type="checkbox"/> きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的言動、特定の子どもの拒否
		<input type="checkbox"/> 必要な支援の拒否	保護者自身の治療拒否、必要な社会資源の活用の拒否
	虐待の視点を持つ必要のあるもの	<input type="checkbox"/> 精神状態	うつ的、不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ
		<input type="checkbox"/> 性格的問題	一方的被害感、偏った思いこみ、衝動的、未熟である
<input type="checkbox"/> 攻撃性が強い		一方的な学校などへの非難、脅迫行動、他児の親との対立	
<input type="checkbox"/> 交流の拒否		行事などの不参加、連絡をとることが困難	
<input type="checkbox"/> アルコール、薬物等の問題		現在常用している、過去に経験がある、依存	
家庭の様子	緊急的な支援を要するもの	<input type="checkbox"/> ライフラインの寸断	食事が取れない、電気、水道、ガスが止まっている
		<input type="checkbox"/> 異常な音や声	助けを求める悲鳴、叫び
		<input type="checkbox"/> 家庭が現認できない	家庭の状況が全くわからない
	虐待を疑わせるもの	<input type="checkbox"/> 継続的な夫婦間の問題	夫婦間の口論、言い争い
		<input type="checkbox"/> 不衛生	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物
		<input type="checkbox"/> 経済的な困窮	頻繁な借金の取り立て
		<input type="checkbox"/> 確認できない長期の不在	原因不明の長期の留守、夜逃げ
	虐待の視点を持つ必要のあるもの	<input type="checkbox"/> 近隣からの孤立	近隣との付き合いを拒否する
		<input type="checkbox"/> 家庭間の暴力、不和	家族、同居者間に暴力、不和がある
		<input type="checkbox"/> 頻繁な転居	理由のわからない頻繁な転居
		<input type="checkbox"/> 関係機関に拒否的	特に理由もなく関わりを拒む
		<input type="checkbox"/> 子どもを守る人の不在	日常的に子どもを守る人がいない
		<input type="checkbox"/> 生活リズムの乱れ	昼夜の逆転など生活リズムが乱れている
その他	虐待のリスクを高める要因	<input type="checkbox"/> 乳幼児	就学前の幼い子ども
		<input type="checkbox"/> 子どもの育てにくさ	子どもの生来の気質などの育てにくさ
		<input type="checkbox"/> 子どもの問題行動	諸々の問題行動(盗み、虚言、自傷など)
		<input type="checkbox"/> 生育上の問題	発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患
		<input type="checkbox"/> 複雑な家族構成	親族外の同居人の存在、不安定な婚姻状況
		<input type="checkbox"/> きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
		<input type="checkbox"/> 保護者の成育歴	被虐待歴、愛されなかった思い、何らかの心的外傷を抱えている
		<input type="checkbox"/> 養育技術の不足	知識不足、家事・養育能力の不足
		<input type="checkbox"/> 養育に強力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない
		<input type="checkbox"/> 望まない妊娠、出産	予期しない、不本意な妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
		<input type="checkbox"/> 若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産

福知山市要保護児童対策地域協議会組織と運営



福知山市の児童虐待に関する相談の流れ



相談関係機関一覧

福知山市立保育園

	名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	天津保育園	620-0073	勅使1783番地（勅使）	33-2725
2	上六人部保育園	620-0821	三俣1069番地（三俣）	35-0011
3	下六人部保育園	620-0846	長田238番地の56（長田段）	27-4654
4	金谷保育園	620-0987	鴨野町3番地の2（鴨野町）	33-3055
5	菟原保育園	620-1422	三和町菟原中791番地（菟原中）	58-2208
6	三和保育園	620-1442	三和町千束657番地の2（千束）	58-3005
7	上夜久野保育園	629-1321	夜久野町直見24番地の1（門垣）	38-0024
8	下夜久野保育園	629-1304	夜久野町額田17番地の1（下町）	37-0189
9	げん鬼保育園	620-0302	大江町関583番地（関）	56-0124

私立保育園

1	あゆみ保育園	620-0882	堀2074番地の2（東堀）	22-1723
2	福知山丹陽保育園	620-0044	裏ノ8番地（南栄町）	22-3284
3	小嶋保育園	620-0042	天田62（北本町二区）	22-3207
4	上豊富保育園	620-0966	樽水2399番地の1（辻）	34-0007
5	さくら保育園	620-0874	堀2445番地（堀口）	22-5209
6	ひまわり保育園	620-0017	猪崎1402番地の2（下猪崎）	22-7250
7	みどり保育園	620-0947	旭が丘53番地（旭が丘）	22-8637
8	さつき保育園	620-0936	正明寺1819番地の7（正明寺）	23-0190
9	花園保育園	620-0867	前田1210番地（前田）	27-1507
10	長田野保育園	620-0816	大池坂町8番地（大池坂町）	27-4840
11	一成保育園	620-0926	新庄1番地の3（新庄）	23-1200
12	土師保育園	620-0855	土師新町3丁目87番地（土師新町東）	27-4334
13	光保育園	620-0841	駒場新町3丁目49番地（駒場新町）	27-6690
14	みのり保育園	620-0955	拝師789番地の1（拝師）	23-3445
15	コスモス保育園	620-0859	桔梗が丘1丁目67番地（桔梗が丘）	20-2522
16	わかば保育園	620-0801	戸田1155番地（戸田）	20-1780
17	中六人部保育園	620-0836	大内3194番地の1（下地）	27-3944
18	上川口保育園（公設民営）	620-0917	野花867番地の1（野花）	33-3101
19	修斉保育園	620-0962	新庄111番地（新庄）	22-4653

夜間保育所

1	コスモス保育園夜間保育所	620-0061	荒河東町58番地（荒河東町）	24-8777
---	--------------	----------	----------------	---------

地域型保育事業所

1	長円寺	620-0003	私市西ヶ端56番地の1（私市）	32-0030
2	さつきこどものいえ	620-0925	篠尾882番地の1（上篠尾）	23-3117

福知山市障害児通園療育センター

	名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	くりのみ園	620-1312	三和町岬654番地	58-2884

福知山市立幼稚園

	名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	福知山幼稚園	620-0872	岡ノ15番地の1（岡ノ一町）	22-3227
2	昭和幼稚園	620-0041	昭和新町214番地（北本町一区）	22-3228
3	成仁幼稚園	620-0811	北平野町52番地（平野町）	27-6590

私立幼稚園

1	聖マリア幼稚園	620-0940	駅南町1丁目246番地（陵北町）	23-5768
---	---------	----------	------------------	---------

福知山市立小学校

1	惇明小学校	620-0035	内記21番地（内記五丁目）	22-3210
2	昭和小学校	620-0041	天田118番地（北本町一区）	22-3213
3	大正小学校	620-0876	堀1148番地（水内）	22-3212
4	雀部小学校	620-0867	前田1879番地の9（前田）	27-3214
5	庵我小学校	620-0013	池部63・64合番地（池部）	22-3215
6	修斉小学校	620-0954	半田50番地（半田）	22-3216
7	遷喬小学校	620-0804	石原1丁目180番地（石原）	27-3217
8	天津小学校	620-0073	上天津1790番地の1（勅使）	33-2002
9	上豊富小学校	620-0967	畑中1600番地（辻）	34-0006
10	上六人部小学校	620-0821	三俣577番地（三俣）	35-0002
11	中六人部小学校	620-0839	大内1765番地（下地）	27-3218
12	下六人部小学校	620-0845	長田232番地（上松）	27-3219
13	上川口小学校	620-0917	野花93番地（野花）	33-2006
14	金谷小学校	620-0984	猪野々55番地（猪野々）	33-2105
15	公誠小学校	620-0221	雲原225番地（天座二区）	H22～休校中
16	佐賀小学校	620-0003	私市小字上り立1番地（私市）	32-0004
17	成仁小学校	620-0817	中坂町10番地（中坂町）	27-4944
18	菟原小学校	620-1422	三和町菟原中883番地の2（菟原中）	58-2104
19	細見小学校	620-1442	三和町千束3番地の57（千束）	58-2014
20	夜久野小学校	629-1313	夜久野町高内26番地（高内）	37-0047
21	美河小学校	620-0301	大江町河守840番地（中央）	56-0079
22	美鈴小学校	620-0324	大江町二俣489番地（二俣三）	56-0105
23	有仁小学校	620-0342	大江町南有路1655番地（南二）	57-0027

福知山市立中学校

	名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	桃映中学校	620-0893	堀1691番地（北小谷ヶ丘）	22-3220
2	南陵中学校	620-0944	天田190番地（南岡町）	22-3221
3	成和中学校	620-0926	新庄603番地（新庄）	22-3223
4	六人部中学校	620-0844	多保市132番地（多保市）	27-3224
5	川口中学校	620-0917	野花817番地（野花）	33-2019
6	日新中学校	620-0867	前田35番地の2（前田）	27-3520
7	三和中学校	620-1442	三和町千束660番地（千束）	58-2024
8	夜久野中学校	629-1313	夜久野町高内26番地（高内）	37-0047
9	大江中学校	620-0305	大江町波美40番地（波美）	56-0038

私立中学校

1	京都共栄学園中学校	620-0933	篠尾62番地の5（東羽合）	22-6241
---	-----------	----------	---------------	---------

京都府立高等学校

1	福知山高等学校	620-0857	土師町650番地（土師町）	27-2151
2	府立工業高等学校	620-0804	石原上野45番地（石原）	27-5161
3	大江高等学校	620-0303	大江町金屋578番地（金屋）	56-0033
4	福知山高等学校三和分校	620-1442	三和町千束35番地の1（千束）	58-2049

私立高等学校

1	京都共栄学園高等学校	620-0933	篠尾62番地の5（東羽合）	22-6241
2	福知山淑徳高等学校	620-0936	正明寺36番地の10（正明寺）	22-3763
3	福知山成美高等学校	620-0876	堀3471番地の1（水内）	22-6224

京都府特別支援学校

1	中丹支援学校	620-0003	私市打溝8番地（私市）	32-0011
---	--------	----------	-------------	---------

認可外保育施設

1	ハミングバード アカデミー	620-0859	桔梗が丘4丁目12番地（桔梗が丘）	21-1736
2	B・Bハウス	620-0876	堀（水内）1059番地の13	23-7710
5	きららスマイル保育所	620-0212	行積141番地（行積）	36-0255
6	たんぽぽ乳児保育園	620-0933	篠尾1276番地の1（東羽合）	24-0932

府の機関

	名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	福知山児童相談所	620-0881	堀1939番地の1（内田）	22-3623
2	中丹西保健所（福祉室）	620-0055	篠尾新町1丁目91番地（篠尾新町）	22-3903
3	福知山警察署（相談係）	620-0882	堀2108番地の3（東堀）	22-0110
4	少年サポートセンター 北部センター	620-0882	堀2108番地の3（東堀）	22-0110

市関係

1	家庭支援係（子育て支援課）	620-8501	内記13番地の1（市役所内）	24-7066
2	市民相談室（市長公室）	620-8501	内記13番地の1（市役所内）	24-7027
3	人権相談室（人権推進室）	620-8501	内記100番地（市役所横）	24-7022

4	三和支所	620-1442	三和町千束515番地（千束）	58-3001
5	夜久野支所	629-1304	夜久野町額田19番地の2（下町）	37-1101
6	大江支所	620-0301	大江町河守285番地（中央）	56-1101

7	消防本部（防災センター）	620-0933	東羽合町46番地の1（東羽合）	24-0119
---	--------------	----------	-----------------	---------

8	中央保健福祉センター	620-8501	内記100番地（市役所横）	23-2788
9	東部保健福祉センター	620-1442	三和町千束515番地（千束）	58-2090
10	西部保健福祉センター	629-1304	夜久野町額田19番地の2（下町）	37-1234
11	北部保健福祉センター	620-0301	大江町河守285番地（中央）	56-2620

12	教育相談室（学校教育課）	620-8501	内記13番地の1（内記3丁目）	24-3749
13	適応指導教室けやき広場	620-0871	岡ノ175番地（岡ノ二町）	24-5115

子育て支援センター

1	三和子育て支援センター	620-1442	三和町千束657番地の2（千束）	58-4580
2	夜久野子育て支援センター	629-1304	夜久野町額田17番地の1（下町）	37-0189
3	大江子育て支援センター	620-0302	大江町関583番地（関）	56-0990
4	あゆみ保育園 地域子育て支援センター	620-0882	堀2074番地の2（東堀）	24-2116

児童館

1	堀児童館	620-0874	堀2673番地（堀口）	23-5973
2	前田児童館	620-0867	前田1212番地の1（前田）	27-6711
3	南佳屋野児童館	620-0864	南佳屋野33番地の24（南佳屋野）	27-5260
4	丘児童センター	620-0947	旭が丘506番地（旭が丘）	23-3549
5	下六人部児童センター	620-0843	長田2661番地（長田南）	27-3299
6	庵我児童館	620-0017	猪崎1761番地（猪崎）	23-7309
7	菟原児童館	620-1425	三和町菟原1566番地（菟原下二）	58-4366
8	額田児童館	629-1304	夜久野町額田218番地の4（向）	37-1217
9	上夜久野児童館	629-1323	夜久野町板生2738番地の4（中田）	38-0552
10	南有路児童館	620-0342	大江町南有路1460番地（南二）	57-0612

